

令和7年（2025年）3月18日

部室課長
会計管理者 殿
各事務局長

総務部長
学校教育部長

適正な諸手当（通勤手当・扶養手当・住居手当）の届出について（通知）

諸手当は、条例及び規則等に基づき、本人の届出に基づいて支給されるものです。このため、職員及び被扶養者の生活状況に変化があった場合には、諸手当の受給状況を確認したうえで、届出が必要な場合には事実発生日から15日以内に自ら届出を行わなければなりません。

しかしながら昨今、諸手当の受給要件を欠いているにも関わらず届出を行わないことによる返納事案が多発しています。ついては、以下の事項について、所属する全職員（会計年度任用職員を除く。）に周知徹底をお願いします。

1. 諸手当の届出について

（1）庶務事務システムの申請マニュアルについて

ドキュメントセンター>00 マニュアル>02 庶務事務>17 マニュアル（手当申請編）

（2）諸手当の認定基準等について

ア. 通勤手当のてびき

ドキュメントセンター>060 総務部>50 労務課>02 給与担当>0050 通勤手当（総・労務課）

イ. 扶養手当認定基準

ドキュメントセンター>060 総務部>50 労務課>02 給与担当>0040 扶養手当（総・労務課）

ウ. 住居手当認定基準

ドキュメントセンター>060 総務部>50 労務課>02 給与担当>0030 住居手当（総・労務課）

2. 返納事例と注意点

返納事例を参考に抜粋して記載しますので、このようなことがないように注意してください。

（1）通勤手当

《事例1》バス通勤から自転車通勤に切り替えて通勤方法が変更となったが通勤手当申請を行わず、通勤手当を過大に受給し続けていたため、307,460円を返納することとなった。



- 通勤方法が変わったら、通勤手当の変更申請を忘れずに行うこと。
- 申請を忘れてしまい届出と実態が異なると、通勤災害が認められない可能性がある。

【※所属長は、生活様式が変わったこと等により通勤方法を変えた職員に対して、

通勤手当の確認と届出を促していただくようお願いします。】

《事例2》転居して通勤経路が変更となったが通勤手当申請を行わず、通勤手当を過大に受給し続けていたため、296,664 円を返納することとなった。



- 引っ越しをした際に住所変更申請のみではなく、通勤手当申請を行うこと。
- 人事異動や担当替により、勤務場所が変わるようなときも、忘れずに申請すること。

【※所属長は、住所変更申請を行った職員に対して、
通勤手当の確認と届出を促していただくようお願いします。】

※通勤手当の支給状況の確認について

交通機関を利用している場合は、原則として①「6 か月定期券の価格」または②「1 か月間の通勤回数分の IC 運賃額」のいずれかで支給しています。支給内容がどのようになっているか確認し、適切な方法で交通機関を利用するよう所属職員へ指導してください。（①の場合は6 か月定期券を購入する、②の場合は IC チャージを使用する等。）

なお、交通機関による通勤手当の支給については庶務事務システムで確認できます。

（ドキュメントセンター>060 総務部>50 労務課>02 給与担当>0050 通勤手当（総・労務課）>通勤手当支給月及び認定結果確認方法 参照）

（2）扶養手当

《事例1》配偶者を扶養にとっており、被扶養者（配偶者）の収入が超過していたが扶養手当申請を行わず、扶養手当を受給し続けていたため、535,160 円を返納することとなった。



- 配偶者や子の収入が増えて年間 130 万円を超えていたら、扶養手当の喪失申請を忘れずに行うこと。
- 別居の子や親等を扶養している場合は、送金実態を客観的に確認できるものを必ず残すこと。

【※所属長は、扶養手当を受給している職員に対して、被扶養者（配偶者、子及び親等）
の収入を定期的に確認するように促していただくようお願いします。】

《事例2》子を扶養にとっており、共同扶養者（配偶者）との収入が逆転していたが扶養手当申請を行わず、扶養手当を受給し続けていたため、637,986 円を返納することとなった。



- 夫婦間で収入が逆転（1 割以上の差が発生）したら、扶養手当の喪失申請を忘れずに行うこと。
- 保険証の扶養については、国民健康保険料や国民年金保険料が追徴となることもある。

【※所属長は、扶養手当を受給している職員に対して、
定期的な夫婦間の収入確認を促していただくようお願いします。】

(3) 住居手当

《事例1》賃貸から持ち家に転居したが住居手当申請を行わず、住居手当を受給し続けていたため、270,000 円を返納することとなった。



■持ち家に引っ越しをした際に住所変更申請のみではなく、住居手当の喪失申請を行うこと。

■賃貸から賃貸の引っ越しや実家に戻ったときにも、申請を忘れずに行うこと。

【※所属長は、転居した（住所変更申請した）職員に対して、

住居手当の確認と届出を促していただくようお願いします。】

《事例2》世帯主が変更となったが住居手当申請を行わず、住居手当を受給し続けていたため、300,000 円を返納することとなった。



■結婚等により世帯主ではなくなった際には、住居手当の変更申請を行うこと。

■収入比較による認定を受けている場合には、夫婦間の収入が逆転していないか確認を行うこと。

【※所属長は、婚姻変更申請等を行った職員に対して、

住居手当の確認を促していただくようお願いします。】

3. 実態調査について

通勤手当、扶養手当及び住居手当については、定期的の実態調査を行います。調査に必要な書類等を求めることがありますので、予め御承知おきください。

(1) 通勤手当における必要書類の例

6 か月定期券を購入したことがわかるもの（領収証等）や、交通系 IC カードの利用履歴等

※現金等の客観的資料が残らない方法は、原則として認めない。

(2) 扶養手当における必要書類の例

住民票の写し、被扶養者・配偶者の課税証明書等

(3) 住居手当における必要書類の例

住民票の写し、賃貸借契約書の写し等

4. 注意事項

届出を行わないことにより過大に諸手当を受給することは、故意ではなくても懲戒処分の対象となることがあります。なお、この場合に、不正受給であることが判明した場合は厳正に処分します。

■教育委員会以外の諸手当について

総務部労務課 給与担当

内線 2 2 3 4・2 2 3 5

外線 0 4 2-6 2 0-7 2 0 4

■教育委員会の諸手当について

学校教育部教職員課 教職員担当

内線 4 1 1 3~4 1 1 5

外線 0 4 2-6 2 0-7 4 0 4

■職員の服務、懲戒処分について

総務部職員課 人事担当

内線 2 2 2 3

外線 0 4 2-6 2 0-7 2 0 3